

大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）の概要

1 計画の基本的な考え方（第1章）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」）の成立

- ▶ 女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要
- ▶ 府ではH30「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言」を踏まえ、女性支援を実施
- ▶ 女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、女性支援法が成立

大阪府基本計画の策定

- ▶ 女性支援法や厚生労働省が令和5年3月に策定した基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために大阪府基本計画を策定
- ▶ 基本計画の対象期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

支援の対象者と基本理念

- ▶ 支援の対象者と基本理念は女性支援法及び国の基本方針を踏襲し、包括的かつ継続的な支援を実施

2 困難な問題を抱える女性をめぐる現状・課題（第1章）

（1）現状 ※数値については一部を除き令和4年度のものです。

女性相談センター及び市町村婦人相談員の相談状況等

- ▶ 婦人相談所1か所設置（大阪府女性相談センター） 婦人相談員設置市 14市/33市（42.4%）
- ▶ 女性相談の件数 大阪府11,401件（R4）、婦人相談員設置市11,709件（R4・13市）
市町村DV相談16,697件（政令市含む）
- ▶ 女性相談センターにおける一時保護人数（一時保護委託件数含む） 245人（R4）

DVセンターの状況等

- ▶ 大阪府DVセンター 7か所（女性相談センター及び6か所の子ども家庭センター）
- ▶ 市町村DVセンター 8市/43市町村（18.6%）（R5）
- ▶ 配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度 20%（R1）
※資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」

婦人保護施設

- ▶ 婦人保護施設1か所2施設（大阪府立女性自立支援センター） 定員数 60人
- ▶ 令和4年度利用者実績 79人（本人のみ的人数）

行政機関と民間団体の連携

- ▶ 民間団体アンケート回答46団体（R5調査）中、行政機関と連携している民間団体 38団体
- ▶ 女性相談窓口において民間団体と連携している市町村数 8市/43市町村（18.6%）（R4調査）

（2）課題

支援体制

- ▶ 婦人相談員設置市の数が多いとはいえないことに加え、配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度も高いとはいえず、相談や支援のニーズに十分対応できていない可能性がある
- ▶ 相談件数は横ばいにも関わらず、一時保護の人数が減少傾向にあり、一時保護が必要であった人が、結果として一時保護につながらなかった可能性がある

民間団体との連携

- ▶ 多様な活動を行う民間団体があるが、十分連携が取れている行政機関は多いとはいえず連携場面も限定的

3 基本目標（令和6年度～令和8年度）（第1章） ※【】内は数値目標

- （1）女性相談支援員の配置などにより全ての市町村で女性相談機能の構築を促進【14市→全33市】
- （2）女性相談支援員の任用6か月以内の初任者研修受講【受講率100%】及び中堅職員研修の充実
- （3）女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議（支援調整会議）の開催を促進【16市（町村）】
- （4）市町村（女性相談窓口）における民間団体との連携を促進【8市→16市（町村）】
- （5）大阪府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載する府ウェブページを開設【30,000PV】
配偶者暴力相談支援センター（府・市町村のDVセンター）の認知度の向上【20%→25%】
※おおさか男女共同参画プランにおける目標値（R7年度）と同じ

4 役割分担（第2章）

大阪府と市町村は、適切な役割分担のもと、相互に連携して、女性支援事業に取り組む。

大阪府の役割

- ▶ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討し展開
- ▶ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討
- ▶ 広域的な観点から、市町村への情報提供、施策の取組状況の把握や展開、支援、必要な取組を促進

市町村の役割

- ▶ 最も身近な相談先としての役割を果たす
- ▶ 多くの福祉制度の実施主体として、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- ▶ 関係機関が参加する会議の開催等の工夫

5 支援内容（第2章）

（1）支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）

- 【具体的取組み】
- ▶ 支援対象者の早期発見に取り組む民間団体との連携等（若年女性）
 - ▶ 支援対象者を早期に把握して必要な支援に結びつける市町村の好事例を広く展開

（2）気軽に立ち寄ることができる居場所の提供

- 【具体的取組み】
- ▶ 市町村や民間団体が実施する居場所提供事業の周知
 - ▶ 民間団体が実施する既存の居場所提供事業の推進・拡大（若年女性）

（3）適切な相談支援

- 【具体的取組み】
- ▶ 女性相談センターの相談支援体制の充実（継続・拡充）
 - ▶ 女性相談窓口（府・市町村）の周知
 - ▶ 市町村への女性相談支援員の配置促進・育成支援（継続・拡充）
 - ▶ 個別ケース支援調整会議の開催促進
 - ▶ 女性相談支援員が適切な支援を提供できるよう、アドバイスやスーパーバイズなどの支援や協力を行う（継続・拡充）

（4）一時保護の充実

- 【具体的取組み】
- ▶ 一時保護中の携帯電話や外出などの制限は必要最小限とし必要性を丁寧に説明するとともに、適切な情報提供に努め、一時保護の必要な女性が、一時保護につながるよう支援（継続・拡充）
 - ▶ それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託を充実させ、多様なニーズに対応（継続・拡充）

（5）被害回復支援

- 【具体的取組み】
- ▶ 女性相談センター一時保護所への心理担当職員の配置（継続）
 - ▶ 一時保護中の支援対象者へ必要に応じて法律相談を実施（継続）
 - ▶ 一時保護中の性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助（継続）
 - ▶ 大阪府立女性自立支援センターの利用者に対する医学的又は心理学的援助（継続）

（6）日常生活の回復支援

- 【具体的取組み】
- ▶ 大阪府立女性自立支援センターの支援内容の充実（継続）
 - ▶ 一時保護を経て施設入所する入所者への個別ケース支援調整会議の開催

（7）同伴児童等への支援

- 【具体的取組み】
- ▶ 一時保護中の児童に対し、学習習慣や学力の維持を図るため、年齢に応じた学習支援を実施（継続）
 - ▶ 一時保護中の子どもに必要な心理的ケアを実施（継続）
 - ▶ 母子ともに支援が可能な施設との連携（継続）
 - ▶ 個別ケース支援調整会議において同伴児童等への支援体制の調整

（8）支援対象者に寄り添った自立支援

- 【具体的取組み】
- ▶ 一時保護中の支援対象者に、医療機関等の専門機関と連携した支援を実施（継続）
 - ▶ 身元保証人確保対策事業や、退所者自立支援事業等の活用により、必要に応じた自立支援を実施
 - ▶ 市町村女性相談支援員等が相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネートできるように支援
 - ▶ 個別ケース支援調整会議における支援体制の調整を促進
 - ▶ DV被害者等自立生活援助事業による自立支援

（9）アフターケア

- 【具体的取組み】
- ▶ 大阪府立女性自立支援センターにおいて、必要に応じて退所者自立支援事業等の支援を実施（継続）（再掲）
 - ▶ DV被害者等自立生活援助事業による自立支援（再掲）
 - ▶ 市町村女性相談支援員を中心とした継続的なアフターケアの働きかけ
 - ▶ 個別ケース支援調整会議における支援体制の調整を促進（再掲）

6 大阪府における計画の推進体制（第2章）

- ▶ 女性相談センター、女性相談支援員、大阪府立女性自立支援センターの連携
- ▶ 民間団体との連携
- ▶ 関係機関との連携
- ▶ 支援調整会議

7 基本計画の見直し（第3章）

- ▶ 基本計画の見直しにあたっては、見直し前に各種統計調査、市町村アンケート及び民間団体アンケート等を行い、当該調査結果等をもとに基本計画に定めた基本目標の評価を行う。
- ▶ 当該評価により得られた結果をもとに、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行うこととする。